

昭和四十八年総理府令第六十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則

瀬戸内海環境保全臨時措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項、第二項及び第七項（第八条第三項において準用する場合を含む。）、第七条第二項、第八条第一項及び第二項並びに附則第二条第五項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、瀬戸内海環境保全臨時措置法施行規則を次のように定める。

（用語）

第一条 この省令で使用する用語は、瀬戸内海環境保全特別措置法（以下「法」という。）で使用する用語の例による。

2 この省令において「排水基準」とは、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第三条第一項の排水基準（同条第三項の規定により関係府県が排水基準を定めた場合にあつては、その排水基準）及びダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第八条第一項の排出基準（排出水に係るものに限る。以下この項において同じ。）（同条第三項の規定により関係府県が排出基準を定めた場合にあつては、その排出基準）をいう。

3 この省令において「特定排水」とは、水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総理府・通商産業省令第二号）第一条の五第一項に規定する特定排水をいう。

4 この省令において「業種等」とは、水質汚濁防止法施行規則第一条の五第三項に規定する業種等をいう。

（申請書等の提出部数）

第二条 法の規定による許可の申請又は届出は、申請書又は届出書の正本にその写し一通を添えてしなければならない。

（特定施設の設置の許可の申請）

第三条 法第五条第二項第八号の環境省令で定める事項は、水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設にあつては用水及び排水の系統並びに特定施設（同条第八項に規定する有害物質使用特定施設（以下単に「有害物質使用特定施設」という。）に限る。）の設備とし、ダイオキシン類対策特別措置法第十二条第一項第六号に規定する水質基準対象施設にあつては用水及び排水の系統、ダイオキシン類発生抑制のための構造上の配慮及び運転管理に関する事項並びに緊急連絡用の電話番号その他緊急時における連絡方法とする。

2 法第五条第一項及び第八条第一項の規定による許可の申請は、様式第一による申請書によつてしなければならない。

3 法第八条第二項の環境省令で定める事項は、様式第一に記載すべき事項とする。

（事前評価に関する事項）

第四条 法第五条第三項（法第八条第三項において準用する場合を含む。）の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 当該特定施設を設置しようとする工場又は事業場の排水口の位置及び数
二 前号の排水口周辺の公共用水域（以下「周辺公共用水域」という。）について定められている水質汚濁に係る環境基準（環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項に規定する基準をいう。）その他の水質汚濁に係る環境保全上の目標に関する事項

三 周辺公共用水域の水質の現況その他当該水域の現況に関する事項

四 第一号の各排水口における排出水の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに当該排水の一日当たりの通常の量及び最大の量

五 排水水の排出に伴い予測される周辺公共用水域の水質の変化の程度及び範囲並びにその予測の方法

六 その他当該特定施設の設置が環境に及ぼす影響についての事前評価に関して参考となるべき事項

2 前項第四号の排水水の汚染状態には、当該排水水に係る排水基準が定められている事項に関するものを含むものとする。

（特定施設に係る経過措置に伴う届出）

第五条 法第七条第二項及び第八条第四項の規定による届出は、様式第二による届出書によつてしなければならない。

第六条 削除

（軽微な変更の届出）

第七条 法第八条第一項ただし書の環境省令で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

一 様式第一の別紙一から別紙三までのその他参考となるべき事項の欄に記載した事項
二 様式第一の別紙四又は別紙五のその他参考となるべき事項の欄に記載した事項（排水水の量（排水系統別の量を含む。）に係るものに限る。）

（事前評価等を要しない場合）

第七条の二 法第八条第三項の環境省令で定める場合は、同条第一項の許可の申請の内容が次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 次のいずれにも該当すること。

イ 特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態（当該特定施設を設置する工場又は事業場の排水水に係る排水基準が定められている事項に限る。）の通常の値及び最大の値並びに当該汚水等の一日当たりの通常の量及び最大の量が增大しないこと（処理施設により処理されない場合に限る。）。

ロ 汚水等の処理施設の使用時における当該汚水等の処理施設による処理後の汚水等の汚染状態（当該特定施設を設置する工場又は事業場の排水水に係る排水基準が定められている事項に限る。）の通常の値及び最大の値並びに当該汚水等の一日当たりの通常の量及び最大の量が增大しないこと。

ハ 排水水の排出の方法（排水口の位置及び数並びに排出先を含む。以下本条において同じ。）に変更がないこと。

二 次のいずれにも該当すること。

イ 特定施設の使用時（汚水等の処理施設の使用時を含む。）において当該特定施設を設置する工場又は事業場の各排水口における排水水の汚染状態（当該特定施設を設置する工場又は事業場の排水水に係る排水基準が定められている事項に限る。）の通常の値及び最大の値並びに当該排水水の一日常たりの通常の量及び最大の量が增大しないこと。

ロ 前号ハに掲げること。

三 次のいずれにも該当すること。

イ 前号イに掲げること。

ロ 排水口の使用の一部を廃止すること（この場合において、既存の排水口を引き続き使用するときは、当該排水口について排水水の排出の方法に変更がない場合に限る。）。

四 次のいずれにも該当すること。

イ 第二号イに掲げること。

ロ 排水水のうち、特定事業場において事業活動その他の人の活動に使用されていない水又は事業活動その他の人の活動に使用された水であつて、専ら冷却用、減圧用その他の用途での用途に供することにより汚染状態が悪化しないものに供された水のみを排出する排水口の位置若しくは数又は排出先を変更すること（当該排水口以外の排水口について排水水の排出の方法に変更がない場合に限る。）。

（氏名等の変更の届出）

第八条 法第九条の規定による届出は、法第五条第二項第一号又は第二号に掲げる事項の変更に係る場合にあつては様式第五による届出書によつて、同項第八号に掲げる事項の変更に係る場合にあつては様式第二による届出書によつて、特定施設の使用の廃止に係る場合にあつては様式第七による届出書によつてしなければならない。

(承継の届出)

第九条 法第十条第三項の規定による届出は、様式第八による届出書によつてしなければならない。

(光ディスクによる手続)

第九条の二 第三条第二項の規定による申請書並びに第五条、第八条及び第九条の規定による届出書並びにこれらの添附書面(以下この条において「申請書等」という。)の提出については、当該申請書等に明示すべき事項を記録した光ディスク及び様式第九の光ディスク提出書を提出することによつて行うことができる。

(光ディスクの構造)

第九条の三 前条の光ディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- 一 日本産業規格X〇六〇六及びX六二八又はX〇六〇六及びX六二八三に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク
- 二 日本産業規格X〇六〇九又はX〇六一一及びX六二四八又はX六二四九に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク

(指導方針の報告)

第十条 法第十二条の第三項の規定による報告は、指定物質の排出の状況その他参考となるべき事項に関する書類を添付して、指導方針を定め、又は変更しようとする日の三十日前までにするものとする。

(権限の委任)

第十一条 法第十二条の五第二項に規定する環境大臣の権限は、地方環境事務所長に委任する。ただし、環境大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

(栄養塩類管理計画の公告)

第十二条 法第十二条の六第九項の規定による公告は、栄養塩類管理計画を定めた旨及び当該栄養塩類管理計画について、関係府県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(栄養塩類管理計画の軽微な変更)

第十三条 法第十二条の七第三項の環境省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 栄養塩類増加措置を実施する者の氏名又は名称の変更であつて、栄養塩類増加措置を実施する者の変更を伴わないもの
- 二 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更
- 三 法第十二条の六第二項第六号に掲げる事項の変更
(指定都市の長等の通知すべき事項)

第十四条 法第二十三条第二項の環境省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第五条第一項及び第八条第一項の規定による許可の申請の内容
- 二 法第七条第二項、第八条第四項、第九条及び第十条第三項の規定による届出の内容

附 則

この府令は、昭和四十八年十一月二日から施行する。

附 則 (昭和五十四年五月二五日総理府令第三〇号) 抄

この府令は、瀬戸内海環境保全臨時措置法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(昭和五十四年六月十二日)から施行する。

附 則 (平成二年九月二〇日総理府令第四五号)

この総理府令は、平成二年九月二十二日から施行する。

附 則 (平成五年一〇月二九日総理府令第四九号)

この府令は、平成六年四月一日から施行する。

附 則 (平成五年一一月一九日総理府令第五二号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一一年三月三一日総理府令第二六号)

1 この府令は、平成十一年十月一日から施行する。

2 この府令の施行の際現にあるこの府令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

附 則 (平成一一年一二月二七日総理府令第六七号) 抄

(施行期日)

第一条 この府令は、法の施行の日(平成十二年一月十五日)から施行する。

(瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第五条 前条の施行の際現にある同条による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

附 則 (平成二二年二月八日総理府令第七号) 抄

(施行期日)

第一条 この府令は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条中水質汚濁防止法施行規則様式第一の改正規定、第六条中悪臭防止法施行規則目次の改正規定、第七条中瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則様式第一及び様式第二の改正規定、第九条中湖沼水質保全特別措置法施行規則第三条及び第十一条の改正規定並びに第十一条中特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則第八条及び第十五条の改正規定 公布の日

(瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この府令の施行の際現にある第七条の規定による改正前の瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則様式第一の別紙三及び別紙四並びに様式第二の別紙三及び別紙四による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

附 則 (平成二二年八月二四日総理府令第九四号) 抄

1 この府令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一三年一一月二八日環境省令第三七号)

この省令は、平成十三年十二月一日から施行する。

附 則 (平成一六年一月三〇日環境省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年九月二〇日環境省令第二〇号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

(処分、申請等に関する経過措置)

第二条 この省令の施行前に環境大臣が法令の規定によりした登録その他の処分又は通知その他の行為(この省令による改正後のそれぞれの省令の規定により地方環境事務所長に委任された権限に係るものに限る。以下「処分等」という。)は、相当の地方環境事務所長がした処分等とみなし、この省令の施行前に法令の規定により環境大臣に対してした申請、届出その他の行為(この省令による改正後のそれぞれの省令の規定により地方環境事務所長に委任された権限に係るものに限る。以下「申請等」という。)は、相当の地方環境事務所長に対してした申請等とみなす。

2 この省令の施行前に法令の規定により環境大臣に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項(この省令による改正後のそれぞれの省令の規定により地方環境事務所長に委任された権限に係るものに限る。)で、この省令の施行前にその手続がされていないものについては、これを、当該法令の規定により地方環境事務所長に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、当該法令の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二四年三月二七日環境省令第三号） 抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十四年六月一日から施行する。

（経過措置）

第九條 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和二年三月三〇日環境省令第九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年九月二五日環境省令第二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年二月二八日環境省令第三一号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和三年三月二五日環境省令第三号）

（施行期日）

1 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和四年三月三一日環境省令第一二号）

この省令は、瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

様式第1（第3条関係）

様式第1（第3条関係）（平11総府令06・令改、平11総府令07・平12総府令7・平13環境省令3・令2環境省令3・令2環境省令3・令2環境省令31・一部改正）
特定施設設置（変更）許可申請書

年 月 日

府県知事 殿
(市長)

申請人 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

瀬戸内海環境保全特別措置法第7条第2項（第8条第1項）の規定により、特定施設を設置（構造等の変更）の許可を受けたので、次のとおり申請します。

工場又は事業場の名称	※整理番号	
工場又は事業場の所在地	※受理年月日	年 月 日
特定施設の種別	※施設番号	
有害物質使用特定施設の該当の有無	有□ 無□ ※審査結果	
△特定施設の構造	※備 考	
△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。	
△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。	
△排水の量（排水系統別の量を含む。）	別紙4及び別紙5のとおり。	
△排水の汚染状態（排水系統別の汚染状態を含む。）		
△用水及び排水の系統	別紙6のとおり。	
△特定施設の設備（有害物質使用特定施設の場合に限る。）	別紙7のとおり。	

備考 1 特定施設の種類の欄には、当該特定施設が水質汚濁防止法施行令（昭和66年政令第168号）別表第1又はダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成11年政令第23号）別表第2のいずれに該当するか、並びに当該別表に掲げる当該特定施設の号番号及び名称を記載すること。
2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものに「有」印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙7を提出することを書きしない。
3 一部の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
4 名称の欄には、記載しないこと。
5 変更申請の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
6 申請書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

様式第2（第5条、第8条関係）（平11総府令06・令改、平11総府令07・平12総府令7・平13環境省令3・令2環境省令3・令2環境省令3・令2環境省令31・一部改正）
特定施設使用（変更）届出書

年 月 日

府県知事 殿
(市長)

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

瀬戸内海環境保全特別措置法第7条第2項（第8条第2項、第9条）の規定により、特定施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
特定施設の種別		※施設番号	
有害物質使用特定施設の該当の有無	有□ 無□ ※審査結果		
△特定施設の構造	別紙1のとおり。	※備 考	
△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。		
△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。		
△排水の量（排水系統別の量を含む。）	別紙4及び別紙5のとおり。		
△排水の汚染状態（排水系統別の汚染状態を含む。）			
△用水及び排水の系統	別紙6のとおり。		
△特定施設の設備（有害物質使用特定施設の場合に限る。）	別紙7のとおり。		

備考 1 特定施設の種類の欄には、当該特定施設が水質汚濁防止法施行令別表第1又はダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第2のいずれに該当するか、並びに当該別表に掲げる当該特定施設の号番号及び名称を記載すること。
2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものに「有」印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙7を提出することを要しない。

- 3 △印の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 4 ※印の欄には、記載しないこと。
- 5 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容に対照させること。
- 6 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A 4 とすること。

別紙 1

特定施設の構造

工場又は事業場における施設番号 特定施設番号及び名称		
型 式		
構 造		
主 要 寸 法		
能 力		
配 置		
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項		

備考 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

別紙2

特定施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号		
特定施設番号及び名称		
設置場所		
操業の系統		
使用時間間隔		
1日当たりの使用時間		
使用の季節的変動		
原材料（消耗資材を含む）の種類、使用方法及び1日当たりの使用量		
汚水等の汚染状態	種類・項目	通常最大通常最大
汚水等の量 (m ³ /日)		通常最大通常最大
その他参考となるべき事項		

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

別紙3

汚水等の処理の方法

工場又は事業場における施設番号		
処理施設の設置場所		
設置年月日	年月日	年月日
工事着手予定年月日	年月日	年月日
工事完成予定年月日	年月日	年月日
使用開始予定年月日	年月日	年月日
種類及び型式		
構造		
主要寸法		
能力		
処理の方式		
処理の系統		
集水及び導水の方法		
使用時間間隔		
1日当たりの使用時間		
使用の季節変動		
消耗資材の1日当たりの用途別使用量		
汚水等の汚染状態及び量	種類・項目	通常最大通常最大 処理前処理後処理前処理後処理前処理後処理前処理後
残さの種類、1月間の 種類別生成量及び処理 方法		
排水水の排出方法		
その他参考となるべき事項		

備考 1 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。
2 排水水の排出方法の欄には、排水口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。

別紙 4

排水水の汚染状態及び量						
工場又は事業場における施設番号						
排水水の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大	
排水水の量 ($\text{m}^3/\text{日}$)		通常	最大	通常	最大	
その他参考となるべき事項						

備考 排水水の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

別紙 5

排水水の排水系統別の汚染状態及び量											
		指定項目の別									
		汚染状態 (mg/L)		水 量 ($\text{m}^3/\text{日}$)			汚濁負荷量 ($\text{kg}/\text{日}$)		※		
特定 排水	業 種 その他 の区分	通常	最大	通常	最大	Q _{co}	Q _{ci}	Q _{cj}		通常	最大
		合 計									
特定排水 以外の 排水水	種類及び 用途	汚染状態 (mg/L)		水 量 ($\text{m}^3/\text{日}$)		汚濁負荷量 ($\text{kg}/\text{日}$)					
		通常	最大	通常	最大	通常	最大				
		合 計									
その他の排水等と項											

- 備考
- 1 本紙の記載にあたっては、指定項目ごとに作成すること。
 - 2 指定項目の別の項、汚染状態の項及び汚濁負荷量の項には、指定項目について記載すること。
 - 3 窒素含有量について記載する場合には、「Q_{co}」を「Q_{no}」と、「Q_{ci}」を「Q_{ni}」と読み替え、Q_{cj}の項には記載しないこと。
 - 4 リン含有量について記載する場合には、「Q_{co}」を「Q_{po}」と、「Q_{ci}」を「Q_{pi}」と読み替え、Q_{cj}の項には記載しないこと。
 - 5 ※印の欄には記載しないこと。

別紙6

用水及び排水の系統

用水及び排水の 系 統			
用 途 別 用 水 使 用 量	用 途	使 用 水	用水使用量(㎡/日)

別紙7

特定施設の設備

工場又は事業場における 施設番号		
特定施設番号及び名称		
設 備		
構 造		
主 要 寸 法		
配 置		
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
工事完成予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事 項		

- 備考 1 有害物質使用特定施設に該当しない場合には、本様式を提出することを要しない。
- 2 配置の欄には、当該特定施設の設置の配置を記載すること。

様式第 5（第 8 条関係）（昭54経府令30・平 5 経府令40・平11経府令26・令 2 環省令 9・令 2 環省令31・一部改正）

氏 名 等 変 更 届 出 書

年 月 日

府県知事
(市長) 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

氏名（名称、住所、所在地）に変更があつたので、瀬戸内海環境保全特別措置法第 9 条の規定により、次のとおり届け出ます。

変 更 の 内 容	変 更 前		※整理番号	
	変 更 後		※受 理 日	年 月 日
変 更 年 月 日	年 月 日	※施設番号		
変 更 の 理 由		※備 考		

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 7（第 8 条関係）（昭54経府令30・平 5 経府令40・平11経府令26・令 2 環省令 9・令 2 環省令31・一部改正）

特 定 施 設 使 用 廃 止 届 出 書

年 月 日

府県知事
(市長) 殿

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

特定施設の使用を廃止したので、瀬戸内海環境保全特別措置法第 9 条の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受 理 日	年 月 日
特定施設の種別		※施設番号	
特定施設の設置場所		※備 考	
使用廃止の年月日	年 月 日		
使用廃止の理由			

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第8（第9条関係）（昭54総府令30・平5総府令40・平11総府令26・令2環境省令9・令2環境省令31・一部改正）

承 継 届 出 書
年 月 日

府県知事 殿
（市長）

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

特定施設に係る届出者の地位を承継したので、瀬戸内海環境保全特別措置法第10条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※年 月 日	年 月 日
特定施設の種別		※施設番号	
特定施設の設置場所		※備 考	
承継の年月日	年 月 日		
被 承 継 者	氏 名 又 は 名 称		
	住 所		
承継の原因			

備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第9（第9条の2関係）

光ディスク提出書
年 月 日

府県知事 殿
（市長）

申請人 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

瀬戸内海環境保全特別措置法第 条第 項の規定による申請又は届出に際し提出すべき書類（その添付書面を含む。）に明示すべき事項を記録した光ディスクを以下のとおり提出します。
本提出書に添付されている光ディスクに記録された事項は、事実と相違ありません。

1. 光ディスクに記録された事項
2. 光ディスクと併せて提出される書類

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 法令の条項については、当該申請又は届出の根拠条項を記載すること。
3 「光ディスクに記録された事項」の欄には、光ディスクに記録されている事項を記載するとともに、二枚以上の光ディスクを提出するときは、光ディスクに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
4 「光ディスクと併せて提出される書類」の欄には、当該申請又は届出の際に本提出書に添付されている光ディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあつては、その書類名を記載すること。